

なんとと一緒に暮らしませんか？



知ってトクする助成金



南砺市は、言葉では説明できないほどたくさんの魅力にあふれています。
古き良き伝統文化、そして豊かな自然。生まれ育った南砺市での生活を応援する制度がたくさんあります。

住まいの支援 住居をサポートします！



南砺で暮らそう！

定住奨励金

	対象	金額(新築)	金額(中古)	家族加算(申請者除く)
転入奨励金※1 (市外から転入)	南砺市転入日前、 南砺市外に 5年以上 住所があった方	100万円	60万円	1人5万円
持ち家奨励金※2 (市内での転居)	南砺市民の方	50万円	30万円	なし

※ 土地・建物ともに新たに購入、土地は取得でも可。同一名義である必要あり。
(共有でも可。)
※1 南砺市に転入した日から前後2年以内に取得した住居に住所を定めた方が対象。
南砺市出身の方のUターンにも対応。
※2 令和3年4月1日以降に住居を取得した方が対象。それ以前の取得については
旧要綱を適用します。

山の住み慣れた家で暮らそう！

南砺市転入世帯リフォーム助成制度

指定山間過疎地域にお住まいで、世帯全員転入後、3年を超え10年以内の世帯を対象に、対象工事費の1/5を上限に30万円まで助成します。

中古の家に住もう！

南砺市空き家バンク活用促進事業

中古住宅を購入する際、「空き家」バンクを利用すると、補助金が利用できます。

借主	増築・改修等 補助金※1	賃貸	50万円程度(1/5を上限に補助)
		購入	50万円程度(1/5を上限に補助)
貸主	片付け補助金	賃貸	20万円程度(1/2を限度に補助)
		購入	10万円程度(1/2を限度に補助)
貸主	促進補助金	賃貸	5万円程度(1/5を限度に補助)
		購入	10万円程度(1/10を限度に補助)
貸主	登録促進 補助金※2	賃貸	50万円程度(1/2を限度に補助)
		購入	50万円程度(1/2を限度に補助)

※1 市内での施工業者の場合:100万円程度(1/2を上限に補助)。令和3年4月1日以降に
契約を結んだ方が対象。
※2 空き家バンクに登録するために水回り等を改修した場合。

これらの補助金は、市指定山間過疎地域については、1.5倍もしくは2倍になります。

問合せ先 南砺で暮らしません課 0763-23-2037

多世代同居となる場合は裏面へ！➡

南砺市結婚新生活支援事業

新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップを支援します。

下記の要件をすべて満たす夫婦が対象です。

- 対象**
- ・令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻された夫婦
 - ・婚姻時の年齢が夫婦ともに**39歳以下**
 - ・令和2年中の夫婦の世帯所得が**400万円未満**
(世帯年収約540万円未満相当)
 - ・他公的制度による家賃等及び引越し費用に対する補助を受けていない夫婦

1世帯あたり**30万円**が上限
令和3年1月1日から令和4年3月31日までに支出した次の金額

- 金額**
- 婚姻に伴う**
- ①住宅賃借費用
家賃・共益費(3ヶ月分まで)、敷金・礼金(保証金含)・仲介手数料
 - ②引越事業者等への支払費用
- ※①②ともに支払ったことを証するもの(領収書等)が必要です。
※令和3年度所得証明書(令和2年中の所得を証明するもの)が必要です。
※上記証明書は令和3年6月からの発行のため、申請書受付も6月以降となります。

問合せ先 南砺で暮らしません課 0763-23-2037

仕事の支援 働く場所をサポートします！

南砺で働きませんか？

「なんとジョブ」でお仕事検索！地元企業の魅力満載！なんとの明日を拓く若者たちの就職・転職支援サイトです。

問合せ先 商工企業立地課 0763-23-2018



南砺で起業しませんか？

南砺市がベースづくりからしっかり応援します。
・市内で新規に事業を起し、地域を元気にしたい！
・市内の空き家・空き店舗を活用してお店を開きたい！
応募お待ちしております！

問合せ先 商工企業立地課 0763-23-2018

南砺で就農しませんか？

新たに農業に取り組む方を応援します。
HP「なんとアグリジョブ」ではオンライン就農相談も
随時受け付けていますので是非、ご利用ください。

問合せ先 農政課 0763-23-2016



意欲ある後継者募集中！

廃業により貴重な人材や技術が失われるのは残念。
後継者に経営のバトンタッチを行う場合、既存店舗のリニューアルの一部を支援します。また、事業継承後も3年間、南砺市商工会が経営指導等のサポートを行います。

問合せ先 商工企業立地課 0763-23-2018

問合せ

南砺で暮らしません課

TEL) 0763-23-2037 (FAX) 0763-82-0170

南砺市定住支援HP

https://www.kurashi.city.nanto.toyama.jp



多世代同居の支援 家族みんなで住もう！



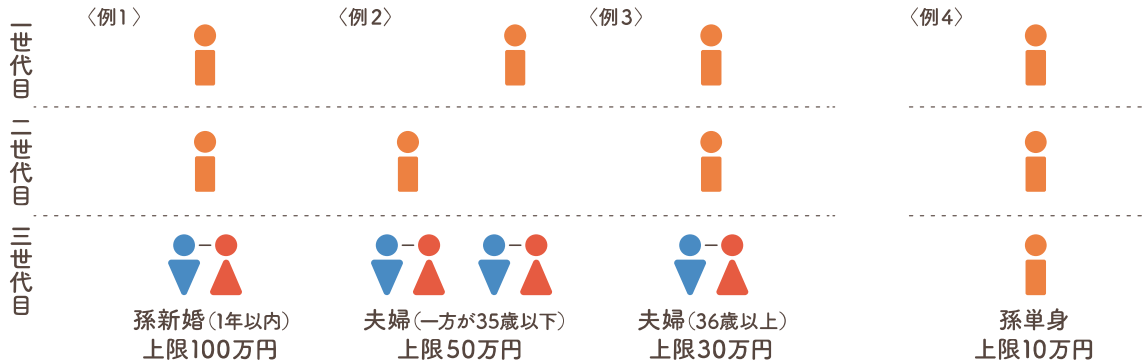
多世代同居推進住宅改修等助成金

多世代で同居をするためのリフォーム代金等を助成します。家族構成によって助成金の上限が異なります。

令和2年4月1日以降に同一集落内で、同居等をした日から前後1年以内に契約した、多世代同居世帯の **改修、増築、建替え、別棟新築**。

- 対象
- 〈例1〉新婚の孫夫婦と同居 / 上限100万円
 - 〈例2〉一方が35歳以下の夫婦世代のいる世帯 / 上限50万円
 - 〈例3〉孫夫婦と同居 / 上限30万円
 - 〈例4〉孫が単身で同居 / 上限10万円

※対象の改修工事費用に対し、1/5を上限に助成します。※1世代目、2世代目にあたる世代は、夫婦のうち一方が同居であれば受給可。※建物と土地の名義が異なる場合も対象



※2世代以上の世帯が対象です。
※単身のお子さんがある場合も対象です。

問合せ先 南砺で暮らしません課 0763-23-2037

新築住宅に対する減額措置

新築された住宅については、新築後一定期間、固定資産税額が減額されます。

減額の対象となるのは、住宅として用いられている部分の床面積が120㎡までのものはその全部が、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分が対象となります。

この減額対象に相当する固定資産税額の2分の1が減額されます。

また、次のような改修をされた住宅には**固定資産税減額措置があります**。ただし、一定の条件が必要ですので、事前にご相談ください。

- ・住宅耐震改修
- ・高齢者等住居(バリアフリー)改修
- ・熱損失防止(省エネ)改修

問合せ先 税務課資産税係 0763-23-2033

子育ての支援 南砺の親子をサポートします！



出生祝い金

出生時にお子さんと父、もしくは母の住所が市内にあり、**ともに引き続き1年以上市内に住む方**。

金額 お子さん1人につき一律10万円

※ただし、経過措置として、令和3年4月1日～令和4年3月31日生まれの第3子以降のお子さんについては、従来の金額を支給します。

こども医療費助成

市内に住所がある子どもにかかる医療費(保険適用分)の自己負担額を中学3年生まで助成します。

保育料等の軽減

三世帯同居をしている**児童の保育料等**が、申請により**3割軽減**されます。同一敷地内別棟も該当します。

第3子以降は保育料等無料

同時入園に関係なく、**第3子以降の保育料等は無料**となります。

子育て応援制度 ※所得制限あり

高校生にかかる医療費や通学定期券購入費を助成します。

医療費:保険診療による医療費の自己負担分

通学定期券:高校生が通学する際の定期券購入費用を補助します。

南砺市子育て支援アプリ 「なんとHug」のここがすごい!

- ・子育ての悩みが解消できる1対1の相談窓口!
- ・子育て交流・仲間づくりができる掲示板!
- ・あなたに必要な子育て情報が届きます!

「なんとHug」があなたの子育てをハグします!

ios android

問合せ先 こども課 0763-23-2010

問合せ

南砺で暮らしません課

TEL) 0763-23-2037 (FAX) 0763-82-0170

南砺市定住支援HP

https://www.kurashi.city.nanto.toyama.jp

